

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No. 23 2008. 8. 8

【目次】

- 1 2008 年度大会
 - (1)研究会 報告要旨など
 - (2)運営委員会 決算、予算、新運営委員会体制など
 - (3)総会（事務総会）
 - 2 事務局からの連絡
 - (1)会費の納入、(2)会員向け名簿の作成、(3)会誌の ISSN 登録、
 - (4)会誌第 9 号編集長からの訂正とお詫び
-

1 2008 年度大会

2008 年 6 月 6 日（金）、神戸大学で、今年度の大会が開催されました。例年通り、午前中に運営委員会が開かれ、午後に総会（事務総会）と研究会が行われました。

(1)研究会

今年度の研究会は、「グローバリゼーションと経済法制改革」を共通テーマに、25 名の参加で開催されました。初めに、企画委員の篠田優会員（北星学園大学）から、企画の趣旨説明が行われた後、次の 3 人の報告が行われました。

①ウズベキスタン共和国倒産法

松嶋希会（弁護士）

報告では、まず、ウズベキスタン倒産法の概要が紹介され、次に、同法の改正過程に影響を与えた要因が検討されました。これに関しては、世界銀行や IMF といった外圧は否定され、CIS 諸国モデル法とロシア法の存在が大きいと指摘されました。1997 年に CIS 諸国倒産法のモデル法が制定され、これを参考に、同年にロシア倒産法が、翌 1998 年にウズベキスタン倒産法が制定され、さらに、ロシアの国内事情から、2002 年にロシア新倒産法が制定されると、翌 2003 年にはウズベキスタン新倒産法が追隨的に改正された経緯が紹介されました。もっとも、CIS 諸国倒産法のモデル法自体は、債権者自治を大原則とした **Single Gateway** 型制度に大改正した 1994 年ドイツ倒産法をモデルにし、再建型手続きについてはイギリスの **Administration** も加味していること、また、2002 年ロシア新倒産法の債務者自身による再建手続きの導入については、アメリカ倒産法をモデルにしていることも指摘されました。

最後に、倒産法制の比較が試みられました。まず、再建するか清算するか判断権者と清算・再建開始までの期間、再建の可能性については、事件開始から債権者による清算・再建まで数ヶ月を要するドイツ、ウズベキスタン、ロシアの **Single Gateway** 型と、清算・再建を特定して事件を開始し、申立てから事件開始まで1ヶ月以下で済ませる日本や英米の非 **Single Gateway** 型が対比されました。次に、再建型手続きの期間については、6ヶ月から12ヶ月と短い日本に対して、24ヶ月のウズベキスタンと18ヶ月のロシアが、債務者寄りの長い時間を要することが指摘されました。さらに、担保権者と一般債権者の扱いについても、問題点が指摘されました。

そのほかにも、ウズベキスタンの法律家の独特な法観念が、随所で指摘されました。例えば、ウズベキスタンでは、法律とは理想的な制度を示すものにすぎないとして法律に合わない運用実態を放置する傾向があること、法律を立法者以外が解釈する必要がないとか、注釈書に立法趣旨を記載する必要がないとの理由で、日本の法律家との議論が進まなかった経験も紹介されました。

②モンゴル土地法制の諸問題—土地保有権の展開を中心に—

中村真咲（名古屋大学）

報告では、最初に、モンゴルの産業において極めて高い地位を占める牧畜業の歴史的経過と市場経済化の状況が紹介されました。

次に、市場経済化の下での土地保有権の展開が整理されました。国際金融機関、とくにアジア開発銀行の強い意向で、1992年新憲法において、モンゴル史上初めて土地の私有化が宣言され、1994年土地法では、私有、保有、利用の権利が定義された経緯が紹介されました。しかし、土地法では土地私有に関して規定されなかったため、牧地の土地利用において重要な意味を持ったのは、保有であったと指摘されました。そして、土地保有の規定および牧地の適切な利用と保護の規定を検討して、牧地の利用について次の点が指摘されました。(1)牧民が保有できるのは宿营地であり、牧地は認められない、(2)冬营地と春营地の保有は牧民にとっては財産的価値がある、(3)土地保有の譲渡や担保に関する規定がないことが、紛争を招く危険がある、(4)牧地の利用調整や自然災害への対応について、地方の末端行政機関の責任者に権限が与えられたため、柔軟な対応が可能になったということです。そして、土地法の制定は、遊牧を市場経済に適応させると同時に、遊牧の伝統的体系を残すことも目指していたと総括されました。この土地法の制定が牧地に与えた影響は、地域によって効果に差があることも紹介され、2002年に改正された土地法は、いずれも現状を追認したものにすぎないと指摘されました。

最後に、牧地に土地保有権を付与する牧地法草案をめぐる最近の議論が紹介されました。牧地に保有権を付与した場合、牧地の商品化への道が開け、牧地の事実上の私有化に近づくこと、また、家畜の移動が制限され、牧地の荒廃をもたらす、遊牧そのものの存続を危うくする点が指摘されました。したがって、牧地への土地保有権の導入は、モンゴルの牧畜にとって今後の最大の争点であり、地方の政治家にとっては牧民の支持が得られるか否かの重要な問題であるため、今後、土地保有権は政治化していくとの見通しが述べられました。

③中国労働契約法制定の経緯と主な特徴—労働者権利利益の保護の強化—

崔 光日 (尚美学園大学)

報告では、初めに、中国の労働関係の歴史が概観されました。計画経済の下での労働関係は、原則として契約とは無縁の世界でしたが、改革開放政策の推進にともなって、労働関係に契約制が導入され、1995年に施行された労働法により、労働契約制度が確立されるという経緯が整理されました。ところが、労働契約法の実施により、短期の有期労働契約を中心とする雇用文化の形成とその弊害、さらに農民工問題や貧富の差の拡大による社会の不安定化が生じ、これが、労働契約法制定の背景にあったことが指摘されました。

次に、2008年に施行された労働契約法の主な内容が整理されました。労働者の権利利益保護を強化するための規定として、(1)労働契約法の目的に「使用者」の文言を入れなかったこと、(2)書面による労働契約の締結を強化したこと、(3)期間の定めのない労働契約の締結を義務づけたこと、(4)試用期間の定めを詳細にしたこと、(5)経済的補償金の支払事由を加えたことがあげられました。

最後に、労働契約法の評価について、ある調査によると、経営者の71%が労働契約法の修正を求めていること、また、経済学者や経済人の中には、労働契約法の施行により、契約の自由・雇用の自由が害され、人材の流動が停滞し、新たな「鉄飯碗」を形成するなどの批判があることが紹介されました。

報告のまとめとして、コメンテーターの伊藤知義会員(中央大学)から、ロシアとの距離については3カ国にそれぞれ違いはあるが、グローバリゼーションとの関連については、3カ国とも影響が弱いとの指摘がありました。

以上の報告は、内容をさらに充実させて、次号の会誌に掲載される予定です。

(2)運営委員会

①2007年度の活動報告

昨年度の決算のうち、一般会計決算では、会費収入が31口と例年に比べて少なかったこと、また、会誌特別会計決算では、会誌の売上が63部(会員31部、会員外32部)とこれも例年より少なかったことが報告されました。ただし、会誌8号制作費が18万4800円と低額に抑えられたため、一般会計からの借入金10万円を加えて、会誌決算は赤字にはなりません。制作費の低減は、出版業務の委託を、商業出版社から大学生協に変更したことによるものです。しかし、それでも、大会時に会費を徴収して初めて会誌制作費が支払えるという、厳しい財政状況であることに変わりがないことも指摘されました。

②運営委員選挙の結果

最初に、選挙管理委員会から、運営委員選挙の結果、次の10名が運営委員に当選したことが報告されました(五十音順、敬称略)。

鮎京正訓 阿曾正浩 伊藤知義 宇田川幸則 小森田秋夫
渋谷謙次郎 篠田優 杉浦一孝 鈴木賢 高見澤磨

次に、新運営委員会により、会誌編集担当として、次の2名を推薦運営委員として総会に報告することが決定されました。

島田弦 坂口一成

以上の12名で構成される新運営委員会の下で、2年間の活動が行われます。

③新運営委員会の体制

新運営委員会では、次の役職を担当することが決まりました。

委員長 高見澤 事務局長 阿曾 企画委員 鈴木

編集委員 10号 編集長 島田；委員 高見澤、篠田、坂口

11号 編集長 坂口；委員 島田、鈴木、12号編集長候補（未定）

会計 河村有教 監査 竹森正孝

なお、編集委員は、編集実務の継承性と企画との連動性を考慮して、編集長のほかに、前編集長、前または現企画委員、次期編集長候補で構成することが確認されました。

④2008年度予算案

一般会計予算案では、会費収入見込みを50口とし、会誌特別会計へ10万円貸し出すことを含む案が提案され、承認されました。また、会誌特別会計予算では、会誌売上を100部（会員と会員外各50部）と見込み、会誌9号制作費を18万円と計上する案が提案され、承認されました。本研究会では、一般会計とは別に、会誌特別会計を独自に組んできました。これは、会誌会計単独で採算が取れるように運用することを期待してのものでしたが、実際には、毎年一般会計から相当額を借り入れてきました。この累積した借入金の取り扱いをどうするか、また会誌特別会計を維持するかは、今後の検討課題とすることになりました。

⑤次回の大会の日程

来年度の比較法学会は、2009年6月6日（土）、7日（日）に神奈川大学（横浜市）で開かれます。本研究会は、その前日の6月5日（金）の午後に、東京近郊で開催する予定です。

⑥その他

その他の実務上の問題として、会員向け名簿の作成、会誌の在庫調査、電子メールの活用が提起され、今後処理していくことが確認されました。

(3)総会（事務総会）

総会では、新運営委員会と新体制が報告された後、2007年度決算と2008年度予算が審議され、異議なく承認されました。

2 事務局からの連絡

(1)会費の納入

例年、会費の納入については、総会前に前年度分が請求されていたと思いますが、今年度は総会直後に今年度分を早々と請求させていただきます。2008年度までの会費のうち、未納分がある方だけに、請求書と振込用紙を同封しています。すみやかな納入をよろしくお願いします。納入確認後、当該年度の会誌を送付します。

(2)会員向け名簿の作成

事務局では、従来より会員名簿を作成し、保管していましたが、今期の運営委員会で、会員名簿を整備し、会員向けに配布することが決まりました。この事務局ニュースでの案内に先立ち、事務局が電子メールを把握していた会員にはすでに電子メールで案内を配信し、一部の会員からは返信を受け取りました。今回は、この際に返信がなかった会員と今回初めて案内する会員向けに資料を掲載するものです。別紙資料を参照のうえ、ご回答をお寄せくださいますよう、ご協力をお願いします。なお、すでにご回答をいただいた会員には、資料を同封していませんし、返信の必要もありません。

(3)会誌の ISSN 登録

運営委員から、会誌の ISSN(International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号)の登録を急ぐべきではないか、との提案が寄せられました。ISSN 登録は、流通上の識別という点に本来の目的がありますが、当研究会にとっては、別のメリットが考えられます。一つは、国会図書館に納本するため、論文検索システムで会誌論文がヒットすることになること、もう一つは、登録することで単発の印刷物ではなく、レフェリー制の学術雑誌としての認知度が高まると期待できることです。

この提案を運営委員に連絡したところ、とくに異論がありませんでしたので、登録手続きを進めたいと思います。

(4)会誌第9号編集長からの訂正とお詫び

9号には石井三記編『コード・シビルの200年—法制史と民法からのまなざし』(創文社、2007年)への書評を大江泰一郎会員より寄せていただきました。表紙の表記では、石井三記著、となっておりますが、石井三記編、が正しい表記です。石井先生、同書に関わられた他の方々、大江会員には大変失礼いたしました。ここに訂正してお詫び申し上げます。

【あとがき】

新体制に移行して初めての事務局ニュースです。7月初旬発行という当初のいささか冒険主義的な計画よりは遅れましたが、結果的には北京五輪開会式と同じ日の発行となりました。大会後の事務局ニュースは、どうしても事務連絡的なものになりがちです。そこで、今号では、少しでもアカデミックな香りを届けたいと思い、研究会の報告内容を紹介してみました。今回は、何の準備もしていなかったため、事務局長の「自腹」原稿となりましたが、次号のニュースでは、こちらから依頼して原稿を書いていただこうと目論んでおります。また、来年の研究会では、参加者に事前をお願いして、「研究会参加記」のようなものを書いていただければと夢見ています。それだけに、研究会の参加者が「少数精鋭」ですと、これに当たる確立が高くなります。来年は、周りの人も誘って、こぞってご参加ください。

「社会体制と法」研究会事務局

〒090-8507 北海道北見市公園町165
北見工業大学共通講座 阿曾研究室気付

「社会体制と法」研究会の会員向け名簿の作成について

会員向け名簿は次の方針で作成します。

- 1 名簿は会員向けとし、外部には公表しない。
- 2 氏名、所属、専門分野など基本事項は名簿に掲載するが、住所、電話番号など個人情報に関わる事項については、各人が項目ごとに掲載するかしないかを選択する。
- 3 掲載可能な事項について名簿を作成し、印刷したものを会員に郵送する。

名簿記載事項は次の通りです。

- 1 氏名（よみがな）
- 2 氏名（漢字）
- 3 所属・地位
- 4 専門分野
- 5 住所（〒）
- 6 電話番号
- 7 ファックス番号
- 8 電子メールのアドレス
- 9 ホームページのアドレス

1～4 は会員向け名簿で公表することとし、5～9 は各人の選択に従います。掲載してもよい項目に*を付すか（メールで返信の場合）、項目番号を○で囲んでください（はがきで返信の場合）。何の記載もない場合は、掲載しないものとみなします。なお、掲載しない場合でも、事務連絡用に必要ですので、できるだけ記入をお願いします。

補足説明

3 所属・地位

例) 名古屋大学大学院法学研究科・教授、北見工業大学工学部・准教授、早稲田大学法学部・非常勤講師、北海道大学大学院法学研究科・院生 など
非常勤講師を複数兼任している場合は、一つを選択願います。

4 専門分野

例) ロシア・マスメディア法、ソヴィエト検閲史、など複数可です。

5～8 自宅か大学かは各人の選択に委ねます。

返信方法

電子メールをお使いの方は、できるだけメールで返信願います。

電子メールをお使いでない方は、同封のはがきに宛先シールを貼付し、必要事項をご記入の上、投函願います。